

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

平成31年3月31日現在

■平成31年1月1日～平成31年3月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<公益通報者保護制度:7件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月27日	公益通報者保護法改正法案の早期国会提出についての意見書	全国消費者行政ウオッチねっと事務局長 弁護士 拝師 徳彦	公益通報者保護専門調査会に置いてとりまとめられた報告書は、通報者保護のための重要論点について不十分な点が存在するが、一定の評価ができるものである。 今後、上記不十分な事項について消費者庁において前向きに検討したうえで、先送りすることなく速やかに法案を作成し、次期通常国会において実効性ある抜本的な法改正がなされるよう強く求める。
1月17日	公益通報者保護法改正を求める意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	1. 本年通常国会への改正法案提出を求めます 専門調査会最終回後の一部報道によれば、消費者庁は本年通常国会への改正法案提出を見送る方針であるとされています。 積み残しとされた論点も多く報告書において不十分と考えられる点がありますが、消費者庁は少なくともこの報告書に沿った内容で本年通常国会に改正法案を提出してください。 2. 今後の課題として以下の点の検討・対応を求めます 今後の検討にあたっては特に以下の点を要望します。 (1) 通報者への不利益取扱いに対して、刑事罰を導入すること。 (2) 立証責任の緩和について、通報者が解雇及びその他の不利益取扱い(降格・減給・配置転換等)を受けたときは、通報を理由として不利益取扱いを受けたこと立証責任を事業者側に転換すること。 (3) 守秘義務について、通報者個人を特定し得る情報に関しては、通報窓口の担当者その他通報対応に関する業務に携わる者に守秘義務を課すこと。 (4) 通報を裏付ける資料の収集行為について、免責されることを法に規定すること。 (5) 通報者の範囲に、取引先等事業者を含めること。
1月21日	公益通報者保護法の速やかな改正を求める理事長声明	関東弁護士会連合会 理事長 三宅 弘	公益通報者保護法は、通報者の保護を図ることによって公益通報を促進し、もって事業者の法令遵守を推進し、国民生活の安定及び社会の健全な発展に資することを目的とするものであるが、平成18年4月1日に同法が施行されてから12年以上が経過した現在も、大企業の不祥事が頻繁に世間を賑わせている一方で、通報者の保護が図られず、公益通報者保護制度が十分に機能していないことから、早急に同法を改正すべきことは明らかである。同法附則第2条において、「施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされていることや、調査会等において、延べ30回に及ぶ会議を経て議論が相当に尽くされていることに鑑みても、これ以上、同法の改正を先延ばしすることは許されない。 よって、当連合会は、本報告書により改正すべきであるとされた論点については、速やかに改正に向けた作業を進め、平成31年1月に召集予定の第198回通常国会で成立させることを強く要望する。
1月31日	公益通報者保護専門調査会報告書に対する会長声明	第二東京弁護士会 会長 笠井 直人	公益通報者保護専門調査会報告書において、幾つかの重要な論点については今後検討すべき課題とするにとどめられており、公益通報者の保護及び通報対応の実効性を確保する観点からは、懸念が残るところである。 しかしながら、一方で報告書では全体として公益通報を進める方向性の提言をしており、この点は評価できる。 通報者の保護及び健全な社会を実現させるため、今後の課題とされた論点については引き続き議論を深めるとともに、報告書で通報者保護の方向性が示された論点については、更なる先送りをすることなく速やかに公益通報者保護法を改正するよう求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月13日	「公益通報者保護専門調査会報告書」に関する意見募集に対する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	消費者庁が本年1月23日付で行った意見募集につき、当連合会がこれまでに公表した意見等を踏まえて以下の点に関し意見を述べる。 ・不利益取扱いから保護する通報者の範囲 ・通報対象事実の範囲 ・外部通報の保護要件 ・通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任 ・切迫性の要件 ・通報体制の整備 など
3月27日	「公益通報者保護専門調査会」～立法事実収集に向けての行政機関の実効的な情報共有・連携～	中島 秀隆	「公益通報者保護専門調査会」が検討目標とする立法事実収集に向け、関係行政機関における実効的な情報共有・連携の仕組み作りをお願いいたします。 現状、関係行政機関に私自身が出向いて同一内容を説明し、情報共有を図っています。その際、再度案内された別の行政機関訪問の際も、情報相違の無きよう努力、連携しています。 現状は同一の行政機関内部でも「縦割り感」が濃く、部門横断的な情報共有がなされていないと見えることもあります。 問題解決遅延の要因にもなります。
3月28日	「公益通報者保護専門調査会報告書」に関する意見募集に対する意見書(参考)	東京弁護士会 会長 安井 規雄	2018年12月27日、公益通報者保護専門調査会報告書(以下「報告書」という。)が公表された。報告書は、内閣府消費者委員会が内閣総理大臣から諮問を受け、同委員会内に設置された公益通報者保護専門調査会において、公益通報者保護法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策に関する事項に関する審議を経て、取りまとめられたものである。その後、消費者庁から、報告書のうち「Ⅱ 個別論点」に関する意見募集がなされたので、当会がこれまで公表した意見等を踏まえて、以下のとおり意見を述べる。 (1) 1号通報1の活性化を図るには通報制度全体についてバランスの取れた考察が必要である。 (2) 1号通報を活性化するには通報者保護の徹底が大前提となる。 (3) 1号通報の活性化には2号通報と3号通報3に関する改正も重要である。 (4) 1号通報の具体的改善策。

<取引・契約関係:6件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月10日	消費者トラブル防止に関する要望書 ～「不当請求・架空請求 なんでも110番」を実施して～	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 110番実行委員会	1. インターネット通販のガイドラインについて、さらなる統一化と周知の徹底および法制化を求める。 2. 美容医療サービスについて、一部の役務は特定商取引法改正での特定継続的役務提供類型に追加されたが、積み残しされた役務に関しても、順次、類型に追加されることを求める。 3. 郵便事業者への架空請求はがきのトラブルへの被害防止に向けた自主的な取組の推進を求める。 4. つけ込み型の勧誘について、消費者契約法の改正で取消権が与えられたが、さらなる法整備を求める。 5. 2022年の成年年齢下げに向けて、消費者教育の充実を図るべく、文科省との連携を求める。
1月21日	預託商法被害の防止のための法制度の見直しを求める意見書	岡山弁護士会 会長 安田 寛	預託商法のうち、事業者による物品販売と販売業者またはその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態について、金融商品取引法(以下「金商法」という。)の「購入物品抛出型集団投資スキーム」に該当するものとして登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう、金商法及び関係法令を改正すべきである。 その上で、購入物品抛出型集団投資スキームについて、不招請勧誘禁止規制を導入すべきである。
1月22日	預託商法被害の防止のための法整備の見直しを求める意見書	第二東京弁護士会 会長 笠井 直人	預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当すること並びに登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月31日	不動産特定共同事業法施行規則等の改正に関する意見募集に対する意見書について	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	<p>1 規則案について</p> <p>(1) 約款の内容の基準(規則案第11条)について</p> <p>① 約款の内容の基準として、事業者が事業参加者(投資者)に対して、善管注意義務及び忠実義務を負う旨の定めを置くべきである。</p> <p>② 対象不動産の売却等に関する同条第2項第12号イに賛成する。ただし、「著しく適正を欠くものではないこと」との表現は「合理的であること」に改めるべきである。</p> <p>③ 対象不動産変更型契約の追加取得方針の内容に関する同条第2項第15号イについて賛成する。なお、追加取得方針の内容として定められる対象不動産の範囲は、当初の対象不動産と乖離するものであってはならない旨の定めを置くべきである。同号イ(4)の「著しく適正を欠くものではないこと」との表現は「合理的であること」に改めるべきである。</p> <p>同号イについて、「対象不動産の変更に係る判断が適正に行われることを担保するための必要かつ適当な措置に関する定め」を求める点は重要であり、賛成する。</p> <p>④ 対象不動産変更型契約における利害関係人との取引について、投資者に対する情報提供を求めること(同条第2項第15号ホ(3))に賛成する。ただし、重要な取引が適正に行われることを担保するために必要かつ適当な措置に関する定めを置くべきである。また、対象不動産変更型でない契約についても、同様の規律を設けるべきである。</p> <p>(2) 契約成立前の説明事項(規則案第43条)について</p> <p>① 対象不動産の変更に係る同条第1項第16号の2については、対象不動産の追加取得の方針に関して、追加取得する不動産の所在地、延べ床面積、構造方法等、その具体的内容(規則案第11条第2項第15号イの(1)~(4)の具体的内容)を説明事項として規則に明記すべきである。</p> <p>② やむを得ない事由が存する場合以外に契約の解除又は組合からの脱退が認められない契約については、換価の手段が限定されることを、契約成立前の説明事項として規則に明記すべきである。</p> <p>2 監督指針案について</p> <p>(1) 許可審査における契約約款の基準適合性(第3-2(1))について</p> <p>① 対象不動産変更型契約の追加取得方針の記載事項のうち、「その他事業参加者の判断に重大な影響を与える事項」として、「追加取得する対象不動産の稼働率の基準等、当該不動産に係る収益やコンプライアンス等に関する事項」を例示する第3-2(1)⑥に賛成する。</p> <p>② 対象不動産変更型契約の「変更に係る判断が適正に行われることを担保するための必要かつ適当な措置」として、投資委員会開催や意見書提出等により、弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士の意見を聴取し、同意を得ることを例示する第3-2(1)⑬について賛成する。</p> <p>(2) その他(第7-11)について</p> <p>対象不動産の変更や追加取得方針の変更が、善管注意義務違反や忠実義務違反となり得ること、また、消費者契約法第10条に抵触する場合があります。これを指摘する第7-11(2)は重要である。ただし、善管注意義務や忠実義務に違反するものとして損害賠償請求の対象となるケースは、利益相反が生じる対象不動産や追加取得方針の変更の場面に限定されるものではない。そこで、第7-11(2)においては、対象不動産や追加取得方針の変更が例示列挙であることを明記すべきである。</p> <p>(3) 無許可・無登録業者への対応(第8-3(4))について</p> <p>無許可・無登録業者について、捜査当局との連携を図り、警告書の発出、及び警告措置の公表を行うとする第8-3(4)に賛成する。</p> <p>3 ガイドライン案(クラウドファンディング)について</p> <p>(1) 「7. 適切な審査」「(4) 審査項目等」「② 事業計画の内容」「イ. 対応が求められる事項」において重点的に確認すべきとされている項目には、対象不動産の所有者の氏名や、私道負担に関する事項、ガス等の供給設備の状況等、対象不動産に関する事項(施行規則第43条第1項第17号所定の事項)を加えるべきである。</p> <p>また、事業計画の合理性審査について定める「B」b)においては、事業計画の背景に一定の根拠があるかどうかを判断する要素として「賃料・費用がどのような根拠で見積もられているか、売却価格がどのような根拠で想定されているか」が列挙されているところ、これだけでは足りず、「空室・貸倒リスク相当額、賃料下落リスク相当額、維持管理費(長期の修繕費用を含む。)、公租公課、損害保険料等が合理的に織り込まれているかどうか」という要素も加えるべきである。なお、「B」b)が事業計画の背景に求める「一定の根拠」は、「合理的根拠」に改めるべきである。</p> <p>(2) 「7. 適切な審査」「(5) 審査結果等の公表」については、審査の概要と当該実施結果の概要が契約成立前の説明事項とされ、電子取引業務における重要事項として閲覧に供することが義務付けられている旨をガイドラインに明記すべきである。</p>
2月14日	いわゆる「預託商法」を金融商品取引法の適用対象として明確化する同法の改正を求める意見書	福井弁護士会 会長 前波 裕司	<p>預託商法のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態のものについては、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当すること並びに同法上の登録制及び行為規制の適用対象となることを明確にするよう金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月13日	いわゆる「預託商法」について抜本的な法制度の見直しを求める意見書	熊本県弁護士会 会長 猿渡 健司	いわゆる「預託商法」のうち、事業者による物品販売と、販売業者ないしその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている形態の取引については、金融商品取引法にいう「集団投資スキーム」に該当するものとして、同法における各種規制の適用対象になることを明確にするよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。

<食品表示関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月18日	遺伝子組換え食品表示制度に関する意見書	関東弁護士会連合会 理事長 三宅 弘	消費者に誤認を生じさせる可能性を無くし、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、遺伝子組換え表示制度に関して、最低限、以下のとおりの見直しを行うべきである。 ・表示義務対象範囲に関して、組替えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が加工工程後に検出できない加工食品も含め、遺伝子組換え農産物を原材料とする全ての加工食品を対象とする。 ・分別生産流通管理が実施された農産物について、「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が認められる意図せざる混入率を、現行の5%以下から不検出まで引き下げる。
3月26日	特定保健用食品制度に対する意見書	関東弁護士会連合会 理事長 三宅 弘	特定保健用食品制度が、「国民の健康増進・食生活の改善」を目的とし、消費者の適切な製品選択を行う環境を整えることが期待される制度であるのに、その制度自体の信頼性が揺らいでいる現状に鑑み、以下のとおり意見を述べる。 ・特定保健用食品の表示許可に有効期限を定め、期間満了後も表示を継続する場合には事業者へ更新の届出を義務付けるとともに、必要に応じて再審査を行うことができる制度にすること。 ・許可された特定保健用食品の抜き打ち調査を定期的に実施し、最低でも年に1回はその結果を公表することを消費者庁に義務付けること。 ・特定保健用食品の効能について消費者の誤認防止のために必要な措置を取るとともに、保健機能成分の効能・効果を過度に強調する表示を禁止すること。 ・消費者の健康被害防止のため、特定保健用食品の保健機能成分の一日当たりの上乗せ摂取量の上限値についての表示義務付けを内容とする法令改正を行うこと。 ・科学的根拠の不確かな条件付き特定保健用食品は、廃止も含めた検討をすべき。
3月26日	機能性表示食品制度に対する意見書	関東弁護士会連合会 理事長 三宅 弘	機能性表示食品については、安全性や機能性の科学的根拠が不十分などの問題点が指摘されているが、十分な改善がなされていない。この現状に鑑み、意見を述べる。 以下の問題があるため、廃止すべきである。 ・特定保健用食品の申請手続において安全性が確認できずに許可されなかった場合でも、機能性表示食品としての届出が受理され得る制度設計となっており、現実に、当該食品が現在もお届出撤回等がなされずに機能性表示食品として登録され続けていること。 ・科学的証明が不十分であっても、健康被害等のリスクについて既存情報がない場合には、民間の一研究者等が調査等したにすぎない結果を基に、事業者が医薬品等との相互作用がないものとして届出を行うだけで、機能性表示食品としての届出が受理される制度設計となっており、その食品を摂取した消費者の人体に悪影響を及ぼす相互作用を生じさせるおそれがあること。 ・機能性関与成分の科学的根拠が乏しく、引用される研究レビューの質、量ともに効能を謳うには不十分であること。 ・包装容器の表示については、商業目的から機能性の表示が過度に協調される一方で、消費者庁長官による個別審査を受けたものではないことや、機能性関与成分の摂取上限量、などの消費者にとっての必要な情報の表示が控えめに表示される実態があり、消費者に誤認や健康被害などの不利益を生じさせるおそれがあること。

<消費者安全関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月12日	薬機法改正に関する意見書	薬害オンプズパース会議 代表 鈴木 利廣	1. 条件付き早期承認制度について、制度の内容について十分な検討が行われておらず、現行制度の問題点の見直しがなされていない条件付き早期承認制度の法制化に反対する。 2. 広告規制について「医薬品等広告の3要件」に該当するもののみを「広告」と定義して薬機法の広告等の規制の対象とすることを見直すべきである。

<集团的消費者被害救済制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月22日	消費者庁「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令(案)及びガイドライン(案)」改訂に対する声明	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	消費者庁は、「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令(案)及びガイドライン(案)」改訂案に対する意見募集を2018年8月16日より約1か月実施しました。改訂案として示された内容は、いずれも団体監督を厳格化する内容です。全国消団連では本件に関して、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長、国民生活センター理事長に2018年8月27日付で意見書を提出していましたが、あらためて、この改訂に対する意見を述べます。 1. 今回消費者庁が改訂を提案したことに対し、以下の理由から遺憾の意を表します。 (1) 総論として、今なぜこの改訂を行うのか、理由がありません。 (2) 団体役員に関する規定の新設について、現行消費者契約法で位置付けられている役員欠格事由が実質的に拡張されていることは問題であり、反対です。 (3) 事務所に関する規定の厳格化により、適格消費者団体が追加的な業務や財政負担を負わされることは問題であり、反対です。 2. あらためて全国の適格消費者団体に対する国の財政支援を求めます。

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月24日	少年法における「少年」の年齢を18歳未満と引き下げることに改めて反対する会長声明	宮崎県弁護士会 会長 山崎 真一郎	少年法における「少年」の年齢を18歳未満と引き下げることについては、以下の理由により反対である。 1. 少年法は、その体制が約70年にわたり、極めて有効に機能し、少年非行の減少・非凶悪化に大きく寄与している。 2. 法律で定められている年齢要件は、それぞれの法律の趣旨や立法目的に基づいて定められているべきであるから、「国法上の統一」「わかりやすさ」等はその適用年齢を下げる根拠となり得ない。 3. 少年法は犯罪ではない「ぐ犯」についても少年審判の対象とし、対象者の成長を支援してその立ち直りを図ってきたところ、適用年齢が引き下げられれば、これまでぐ犯少年として手当していた年長少年について、家庭裁判所が全く対応できなくなる。
2月6日	公正取引協議会に対するアンケート調査報告について	一般財団法人 日本消費者協会 理事長 松岡 萬里野	一般社団法人全国公正取引協議会連合会所属の80団体にアンケートを行った結果を踏まえ、行政に対しては、以下のことを求める。 1. 認定要件から逸脱した行為を行っている協議会に対し、是正勧告等のなんらかの措置を行うべき 2. 国は認定を行った協議会に対し、3～5年ごとに実態調査や消費者被害の確認を行うべき
3月14日	「消費者基本計画工程表」改定素案についての意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	消費者庁が2019年2月15日にパブリックコメントを開始した「消費者基本計画工程表改定素案」について、消費者の安全の確保、表示の充実、適正な取引の実現等の観点から、盛り込むべき施策等について意見をまとめたもの。